

# 海外留学規程

(総 則)

第1条 学術研究及び教育の充実を期する目的で教員の海外留学制度を設け、その手続等については、この規程の定めるところによる。

(資 格)

第2条 海外留学を許可される教員は、専任の教授・准教授・講師・助教とする。

(期 間)

第3条 海外留学の期間は、6か月以上2年未満とする。

(手 続)

第4条 海外留学を希望する者は、「海外留学許可願」を国際交流センター長を通じ学長に提出しなければならない。

2 海外留学は、各教授会の審査を経て、理事会の承認を得たのち学長が許可する。

(給 与)

第5条 海外留学期間中の給与は基本給のみとし、その支給期間は2年を限度とする。ただし、その身分については、1年間は現職とするが、2年目は休職扱いとする。

(留学者の代理)

第6条 海外留学中の教授・准教授・講師の代わりに必要に応じ、留学期間中に限り兼任講師又は助教を置くことができる。

2 助教の代わりに、その資格ある者を臨時職員として採用することができる。ただし、代替職員は1留学者あたり1名、1講座（1診療科）あたり2名以内とする。

(後進の指導)

第7条 海外留学者は、帰国後職務に復帰し留学期間に相当する期間、後進の指導に当らなければならない。

2 海外留学者は、留学期間終了後に復職しない場合又は前項所定の期間を満たさないで退職、あるいは「教育職員の学外研修・学外研修指導に関する規程」により研修・研修指導を行うこととなった場合、第5条により支給をした相当額から帰国後の本学就業期間を差し引いた不就業期間に相当する金額を本学へ支払わなければならない。

3 海外留学者は、留学期間途中で退職した場合、前項と同様の取り扱いとする。

(支給相当額の支払免除)

第8条 前条第2項及び第3項に該当する者で特別な事情により支払免除を希望する場合には、所属長を通じて「支払免除願い書」を国際交流センター長を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づく支給相当額の支払免除は、各教授会の審査を経て学長が理事会に諮り、その承認を得て理事長が許可する。

(支給相当額の支払猶予)

第9条 第7条第2項に該当する者で、当初の留学期間を超えて2年以上留学の継続を希望する場合には、所属長を通じて「海外留学規程に基づく支払猶予理由書」及び「誓約書」を国際交流センター長を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づく支給相当額の支払猶予は、各教授会の審査を経て学長が理事会に諮り、その承認を得て1年以内の猶予期間を理事長が許可する。

3 支払猶予を許可された者は、当初の留学期間終了日をもって退職するものとするが、猶予期間終了後に本学の職務に復帰し、留学期間及び猶予期間に相当する期間、後進の指導に当らなければならない。

4 支払猶予を許可された者が、猶予期間終了後に本学の職務に復帰しない場合、又は留学期間及び猶予期間を満たさないで退職、あるいは「教育職員の学外研修・学外研修指導に関する規程」により研修・研修指導を行うこととなった場合、第5条により支給した相当額から帰国後の本学就業期間を差し引いた不就業期間に相当する金額を本学へ支払わなければならない。

(報告義務)

第10条 海外留学者は、復職後速やかに留学中に得られた教育、研究成果についての報告書を所属長を経て、国際交流センター長を通じ学長に提出しなければならない。

#### 附 則

1. この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、平成6年3月8日から施行する。

3. この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

4. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

5. この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

6. この申合せの改廃は、平成29年4月1日から施行する。

7. この規程の改廃は、国際交流センター運営委員会及び各教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。